

東アフリカにおける 農産物販売機構のアフリカ人化

——綿花およびコーヒー販売協同組合の形成過程——

吉 田 昌 夫

はじめに

- I ウガンダ
 - II タンザニア(タンガニーカ)
 - III ケニア
- む す び

はじめに

アフリカにおいて、植民地的支配のもとに形づくられてきた諸制度を、アフリカ人側の変革の要請にもとづいて調整していく過程は、一般にアフリカナイゼーションと呼ばれている。東アフリカにおいて、経済組織の面でこのアフリカナイゼーションが最も顕著に現われ、また徹底して政府により推進されてきたものの一つに、農産物販売機構のアフリカナイゼーションをあげることができであろう。アフリカナイゼーションという言葉の中には、制度上の変革、あるいはその制度を動かす主体がアフリカ人に代わるという意味のほか、アフリカ個有の文化的、あるいは思想的特徴を取り入れるという、より広い観念も含むことが多い。しかしここでは前者のより狭義の意味のアフリカナイゼーションという内容で、東アフリカの農産物販売機構の最近の変化過程をみていくことにし、これをアフリカ人化という言葉で現わすことにしたい。

またここにとり上げる農産物は、東アフリカ3国の2大輸出品である綿花とコーヒーとに限りたい。本論はこの二つの農産物の販売機構のアフリカ人化を、3国すなわちケニア、ウガンダ、タンガニーカ(現在タンザニア)の各国についてみたものであり、その経過と問題点、政府の政策決定を左右した要因とその影響等について解明しようとするものである。時期としては、東アフリカ3国にアフリカ人のナショナリズムが高揚しはじめた1952年より、独立後数年たった現在までをとることにする。またアフリカ人の主体的な主張をとり上げてこれを分析することも大きな意味があるが、ここではその面はとり上げず、むしろアフリカ人の主張を背景とし、その主張を盛り込み、あるいはこれに反対する主張との妥協の産物として、具体的に農産物販売機構がどのように変化し、またその変化を直接的にもたらした政策や立法措置はいかなるものであったかに焦点をあてて、問題点をさぐっていくことにする。

I ウ ガ ン ダ

1. 綿 花

東アフリカの主要な輸出向け農産品は、第2次世界大戦中にはイギリスの一括買付け方式(Bulk Purchase)によって世界市場へ出されたが、この方

式が東アフリカの農産物販売機構にもたらした変化については、すでに拙稿「第2次世界大戦と東アフリカ農産物販売機構の変化」(『アジア経済』, 第7巻第12号, 1966年12月)において述べた。

1952年末までには、これら東アフリカ輸出向け農産物の一括買付け方式はコーヒーの一部を除いて全部廃止され、世界市場においては自由競争価格によって販売されることになった^(註1)。

この変化によって、東アフリカ3地域内で国防条令(Defense Regulations)によって統制されていた綿花、コーヒー等の、主としてアフリカ人小農による生産物の販売機構を再組織する機運がもたらされた。ヨーロッパ人やアジア人によって経営されるプランテーションの生産物と違って、アフリカ人小農による生産物の販売機構は、アフリカ人生産者の利害に直接的に結びついているため、大多数のアフリカ人によって常に大きな関心がいだかれ、社会問題化する要素を内包していた。1950年代初頭に東アフリカにおいて民族主義運動が急速に高まった際に、その運動の鋒先がまず向けられたのが、この綿花およびコーヒーの販売機構の改革であった。

ウガンダの綿花の販売機構は、当時戦前から引き継がれた繰綿業者間の協定や、戦時中設定された国防条令等によって嚴重に統制され、繰綿加工はもちろん買付け商人としても新規参入の機会は全然認められなかった。既設の繰綿工場およびその傘下の第1次綿花買付商はすべて政府の定めた経路を通して一定価格で取引され、その業者は、すべてアジア人あるいはヨーロッパ人より成っていた。これに対し、ウガンダの民族主義運動の初期の代表的団体であるウガンダ・アフリカ人農民組合(Uganda African Farmers' Union)およびその後継団体のウガンダ・アフリカ人農民組合連合

(Federation of Partnerships of Uganda African Farmers)は、政府に対してアフリカ人生産者に自らの生産する綿花を繰綿加工する権利を与えよと主張していた^(註2)。1949年4月に起こった暴動は、この綿花販売組織についてのアフリカ人間の不満を一つの大きな原因として起こったものであるとみることができる。この暴動の責任者とみなされた人たちがブガンダ王のカバカに請願した5項目のうちの二つは、「われわれは自分の綿を加工したい」および「われわれは自分の生産物を自分で外国に売りたい、すなわち自由販売したい」というものであった^(註3)。

したがって植民地政府は緊急にアフリカ人生産者に繰綿工場を所有させるような措置をとる必要性を感じはじめていた。

1951年9月に、ウガンダ政府は官報に繰綿産業組織の改革案を発表した。この案では二つの事項が改革の主要な目的とされている。案文によればそれは、

- (a) 同産業が能率的経済的に運営され、繰綿の品質向上が達成されること、
- (b) アフリカ人協同組合を繰綿産業に参加させるに必要な措置をとること、

より成っている^(註4)。第2の点は先に述べたアフリカ人生産者の要求をある程度受け入れようとするものであり、第1の点は過去においてしばしば問題にされ、特に1948年の綿花調査委員会が重要問題視した事柄である。繰綿産業の能率化のためには繰綿工場数の減少と規模の拡大が必要条件と考えられていたが、1930年代に形成された繰綿プール買付け協定(Ginning Pool)は、綿花の各工場への割当量を固定化したため、市場競争によってこれを達成する道は閉ざされてきた。また戦時中、戦後にわたる一括買付けの期間中に繰綿機の更新

がなされず、そのための品質の低下が問題となっていた^(註5)。

政府の繰綿産業合理化案は、自発的な民間企業協定として存在していたプールを法律で認可し、このプールの枠内で繰綿企業を保護し、安定した環境をつくり出して企業が積極的に機械や工場の設備更新を行なうことを期待したものであった^(註6)。

同案はまた非効率な、あるいは休業状態にある繰綿工場を強制的に買い上げる権限を政府に付し、これによって工場の大型化と工場数の低減をはかることを提唱した。すなわちウガンダの当時の平均的な年生産量を35万袋と推定し、大多数の綿花区 (Cotton Zone) において1工場当たりの繰綿生産量を2400袋に引き上げることを目的とするものであった。この水準を達成するためには、194の繰綿工場総数のうち35工場を強制的に廃棄する必要があった。したがって政府は35工場(後に33に減った)を市場価格で買い上げるという提案が成されたのである。

政府はアフリカ人の協同組合運動の進展を考慮して、5年後に協同組合が得る繰綿加工必要量は5万袋であり、その後5年にさらに5万袋の加工が必要となると推定した。これを1工場当たり2400袋として計算すると、最初の5年間に20~21工場、次の5年間にも同数の工場がアフリカ人の手に渡されねばならないという計算になる。したがって以上を限度とした生産能力を政府はアフリカ人協同組合に与えるべきことが勧告された。通常取引で購入可能でない場合は、協同組合は必要価額の3分の1を出し、残りは政府が協同組合に年利5.75%、30年償還の条件で資金を貸し付けるという提案がなされた^(註7)。この場合アフリカ人の民間企業は政府の援助の適用外におかれ、もしそ

のような民間会社を組織した場合は政府によって新設されたウガンダ融資貯蓄銀行 (Uganda Credit and Savings Bank) が工場購入のための資金を提供できるであろうと述べているだけである^(註8)。

以上のような政府案に基づいて立法措置が講ぜられ、繰綿プール買付協定を法的に認めた1952年綿花法と、政府がある条件下で繰綿工場を買い上げる権限を与えた1952年繰綿工場取得法 (the Acquisition of Ginneries Ordinance) が立法評議会を通過した。この1952年の綿花販売加工機構の改革は、その後の同産業の変革の方向を決定することとなった。すなわち法的な繰綿プール買付協定のメカニズムおよび繰綿企業の報酬を保証する価格決定方式 (formula system) の採用による保護のもとに、アフリカ人協同組合の繰綿加工分野への進出が行なわれることになったのである。

ここで繰綿プール買付協定を少し説明しておく、この協定下で各繰綿工場は当該綿花区の総生産の一定の率の実綿買付割当量を与えられ、この割当量以上の実綿を集荷した場合は、ほかの割当量に達しなかった工場にその余分を渡さねばならない規定になっている。割当量は繰綿機の台数によって主として決められるので^(註9)、アフリカ人協同組合に繰綿工場を移転し、あるいは新設を許すということは、そのまま協同組合の割当量が増加することを意味したのである。アフリカ人協同組合はこのようにして最初から競争下におかれることなく、市場の一定のシェアを与えられた。

繰綿企業の報酬は、1952年綿花法のもとに設置された綿花価格委員会 (Lint Cotton Price Committee) の定める価格決定方式に従って計算されることになった。同委員会は毎年59項目よりなる繰綿企業が支払う費用を算出し、農務長官に対して各綿花区ごとに繰綿企業に支払われるべき綿花およ

び綿種子の価格を勧告する^(註10)。このような仕組みで決定された価格は、繰綿企業に非常に有利な水準に維持されることになった。繰綿企業が得る利潤は綿花(リント)1袋につき24シリング(1シリングは約50円)およびそれに加えて品質向上奨励金(最高45シリングまで)という額であった。繰綿の歩留まり(リントの実綿に対する比率)の計算は前年度の当該綿花区の報告された歩留まりの平均値をとることになったが、これは平均以上の能率的な繰綿工場はより大きい利潤をあげうることを意味した^(註11)。事実多くの繰綿企業は1袋当たり100シリング以上の利潤を実際には得ていたことが報告されている^(註12)。アフリカ人協同組合が繰綿産業に新規参入した際には以上のような機構の中に組み込まれたので、ヨーロッパ人系あるいはアジア人系の民間繰綿企業と同様に、生産者の犠牲において報酬を前述のような高い水準に固定化することに利益を見いだすようになったのであった。

老朽化した繰綿工場の更新はある程度実現し、275万ポンドにのぼる額がこのために投資されたといわれ、綿花の品質も確かに向上した^(註13)。1952年の綿花法は、立法評議会で繰綿工場の設備に関する規制をもっと柔軟性のあるものにするように企業者側からの主張があったにもかかわらずこれをしりぞけ^(註14)、技術的な細目に至る設備の仕様書を付記した。したがってこの仕様に従わないものは工場可動の認可がおりず、設備を更新せざるをえなかったともいえる。しかしこのような設備更新は自由競争のもとでは当然行なわれたと考えられ、特に当時世界市場における綿花価格が非常に高かったことからみて、設備投資は当然積極的行なわれたであろうと推測できる。この場合は繰綿工場生産能力が綿花の主要生産地の北部への移動を反映して地理的に再編成されたと考え

られる。繰綿プール買付協定下にあつては、生産の減少した地域にあつても工場を閉鎖しないでおくほうが得であることになり、工場の地理的再編成はほとんどなされず、政府の33工場強制買上げ閉鎖もわずかな効果しかもたらさなかった^(註15)。政府が買上げ閉鎖のために支出した金額は、1956年6月30日までに64万0560ポンドという大きなもので、しかもこれはアフリカ人開発基金(African Development Fund)から引き出された^(註16)。この額は1工場平均2万ポンドに相当するが、買上げられた工場の多くはすでに稼動を停止したものであったことを考えれば大きすぎる出費であったといえる。以上のような事実は、1952年の改革が繰綿産業のアフリカ人化を目標としたものであるとはいえ、むしろ既成の繰綿企業の政治力が強く、これに有利に展開されたものということができよう。

アフリカ人協同組合は1952年から62年までの10年間に、政府の強制買上げにより10繰綿工場を取得し、1工場を自由市場で買い取り、3工場を新設した^(註17)。この期間中にアフリカ人小農の協同組合運動はめざましく進展し、1951年には登録組合員総数が3万7000人であったものが、1961年には25万2000人に増加した。1961年の数のうち99%は生産者販売協同組合員数である。1960/61年度に協同組合は実綿(リント換算)11万8060袋(ウガンダ総集荷量の32%)を集荷し、協同組合所有の繰綿工場は7万5594袋(全生産量の20.4%)のリントを生産した^(註18)。しかしこの繰綿生産量は1951年の政府の当初の案よりは低いものであることに留意したい。

この10年間の成果を検討するために1962年に繰綿産業調査委員会が設置され、さらに能率向上およびアフリカ人参加を推進するために勧告を行なった。同委員会はアフリカ人協同組合の急速な発

展に繰綿プール買付制が適応できず、これがいまや発展の阻害要因になりつつあることを指摘した。すなわち協同組合の実際の集荷量はプールによって組合所有工場に割り当てられる量をはるかに越してしまい割当量を越した分の実綿をほかの工場へ再配分するという事態が起ころしはじめたのであったが、1962年の調査委員会はアフリカ人協同組合運動がすでに加速的に高まりつつある状況のもとでは、実綿の集荷を自由競争にゆだねたほうがアフリカ人化を推進することになり、また産業全体の能率化にもつながることになると主張した。しかし同委員会は価格の完全な自由化は主張せず、最低生産者価格を政府が設定することは必要と考え、また競争を保存するようなんらかの措置がとられることが望ましいと述べている^(註19)。

しかし政府は62年の委員会勧告を受諾せず、あくまでも自由競争を排除する方針をとった。ウガンダ独立達成後の政府の綿産業に対する方針を説明した Sessional Paper No. 5 of 1963 は次のように述べている。すなわち、

「生産者は固定価格を支払われるのになれてきており、また政府は綿産業の管理を続ける方針である。したがって実綿買付けには固定価格を存続させ、最低価格制の導入はとらない」^(註20)。

またこれまでは生産者価格が決定され公表されるのは収穫期の直前であったが、播種期直前にその収穫年度の最低保証価格が発表されるならわしになっていた。しかし政府の新方針はこの保証価格播種前発表制を不必要として廃止することにした。繰綿プール買付制度に関しては次のような過去の方針を延長する意向が述べられた。

「プール制は産業の秩序を守るための管理機構の一部として保持しなければならない。プール制に関して反対の多かった諸点は1962/63年度に適

用された方法により解消された。すなわち協同組合はプール制の枠内におかれるが、以前に存在したプールの割当量による繰綿量の制限は撤廃され、この方法が今後も続けられる。この方法によれば、過去の実綿の集荷実績と滞貨なしに繰綿可能な能力とをあわせて考慮したうえで、各綿花区における協同組合所有の工場に対する配分率を定めることになり、またこの協同組合の配分率は年度ごとに増加される。」^(註21)

繰綿工場の政府による強制買上げと協同組合に対するその移転はもはや行なわれず、協同組合連合会が工場所有者と直接交渉で今後は買い取るようになった。協同組合連合会が工場を新たに建設するのを許可されるのは、適切な価格で工場を買い取ることができない場合か、これまで工場が全然存在しなかった地域のみに限られることになった。工場の購入あるいは新設の資金として、1959年までは政府のアフリカ人開発基金(African Development Fund)より、その後は資本開発基金(Capital Development Fund)より融資が行なわれた。以後は政府は綿花価格安定基金からもこのような融資を行なうことを許可する方針を示した^(註22)。

1962年の綿花(改正)法は協同組合所有の繰綿工場に対する実綿割当の権限を農務・協同組合省長官に与え、協同組合員による生産量の総生産量に対する比率を協同組合の工場へ割り当てうるような立法措置を講じた。以上のような販売機構の変化によって、協同組合所有の工場に割り当てられた比率の推移をみたものが第1表である。第2表はウガンダ綿花生産量の推移を示す。

かくてウガンダ政府による協同組合連合会(Co-operative Unions)所有の繰綿工場保護政策は、協同組合の成長によって緩和されることなく、最近ますます徹底してきている。1966年の綿花調査委

第1表 ウガンダの協同組合繰綿工場に割り当てられた綿花量比率

綿花区	協同組合繰綿工場の綿花割当て比率			各区綿花生産量 1963/64年 (1000袋)*
	1962/63年 (%)	1963/64年 (%)	1965/66年 (%)	
Acholi West	—	65	80	17.0
Acholi East	—	60	100	17.1
Lango	20	60	90	50.8
Usuku	—	—	—	5.9
Teso	—	35	65	51.2
South Teso (Segregated Area)	—	—	—	
Mbale	41	55	70	62.8
West Nile	100	100	100	21.8
Busoga	35	50	60	81.3
Mengo	15	25	40	37.6
Masaka	—	65	100	3.4
Mubende	15	35	60	12.5
Toro	—	—	—	6.7
Bunyoro	50	78	100	11.3
全ウガンダ	28	50	n. d.	379.4

(出所) Uganda, Dept. of Agriculture, *Annual Report* (1963), p. 6. Uganda, *Report of the Committee of Inquiry into the Cotton Industry 1966*, p. 25, p. 55.

(注) * 1袋は400重量ポンドのリント。

第2表 ウガンダ綿花(リント)生産量
(単位: 1000袋)*

綿花年度	綿花リント生産量
1952/53	320.1
53/54	397.8
54/55	299.9
55/56	363.7
56/57	372.4
57/58	351.0
58/59	401.0
59/60	360.6
60/61	371.3
61/62	181.2
62/63	358.5
63/64	379.4
64/65	437.6

(出所) Uganda, Lint Marketing Board, *Annual Reports* (1957, 1964, 1965).

(注) * 1袋は400重量ポンド。

員会は、このような過保護が協同組合内部の非効率や腐敗をまねき、生産者自身が被害を受けているとして、各綿花区に対する協同組合実綿買付割当量を基準としそれより上限下限10%の範囲で

部分的な自由競争を認めることを勧告した^(注23)。同委員会報告書はこのほかにも協同組合法に従って登録されたものではない、いわゆる任意組合の形に変化した多くの民間繰綿工場(多くは以前のアジア人所有のもの)を協同組合と同様に優遇すると、リント・マーケティング・ボードの経費節約、この時点で価格補助基金(Price Assistance Fund)が枯渇し価格を補助することはもはやできないため、世界市場価格に従って生産者価格を決定すること等を勧告した。これに対し政府は同委員会の自由競争を部分的に再開する案を認めず、かえって1967/68年度よりすべての実綿は協同組合所有の工場で繰綿さるべきことを発表した。政府はまた任意組合は認めず、協同組合法に基づいて組織された組合のみ実綿の割当てを受けると説明している^(注24)。この措置によって民間繰綿企業は完全に活動を停止せざるをえなくなるが、これに対する補償が行なわれるのかどうかは不明である。

2. コーヒー

ウガンダのコーヒー販売機構も、綿花と同じくこの時期に大きな改革が行なわれた。1953年のコーヒー産業法(The Coffee Industry Ordinance)によってコーヒー産業ボード(後にコーヒー・マーケティング・ボードと改名)が設立され、第2次大戦中に設置されたコーヒー・コントロール(Coffee Control)および非原住民コーヒー・マーケティング・ボード(Non-native Coffee Marketing Board)の機能を受け継いだ。すなわちボードはウガンダにおいて生産された全コーヒーの買付・販売あるいは輸出の許可を与えること、ボードによって加工場に支払われる固定価格を総督に勧告すること等が定められた^(注25)。

コーヒーの分野においても、その販売加工過程

のアフリカ人参加を推進する必要が政府内で痛感されていた。1953年のコーヒー産業法は剥皮加工選別工場の新設を農務局長による許可事項とし、またアフリカ人所有の加工選別工場を6工場新設することを定めた。この6工場はアフリカ人協同組合、アフリカ人個人、あるいはアフリカ人を多数とする会社によって運営されるべきことが述べられている。この点は綿花の場合と非常に異なり、アフリカ人の参加を協同組合方式を通じるものだけに限っていないが、これはウガンダ・コーヒーの主産地であるブガンダ地方で、個人あるいは会社組織で工場を設立しうるアフリカ人民間資本が存在していたことを裏書きするものであろう。

新設6工場のうち、4工場はメンゴ郡 (Mengo District) に、2工場はマサカ郡 (Masaka District) に設置されることになったが、これは1952年7月13日に官報に発表された政府原案で決められたもので、次のような事情に基づくものであった。当時ウガンダには、ヨーロッパ人あるいはアジア人所有のエステートに付属する剥皮加工工場以外には、六つの剥皮加工選別工場 (Curing Works) と七つの剥皮加工工場 (Hulleries) があった。6加工選別工場のうち2工場はイギリス系貿易商社の A. Baumann & Co., Ltd. の所有、2工場はアジア人系貿易商社の Jamal Ramji & Co., Ltd. の所有、1工場はアジア人砂糖企業の Mehta 財閥の所有、ほかの1工場もアジア人系の所有となっており、それぞれ経済的に強固な地位を占めていた。これに比べて後者の7剥皮加工工場はすべてアジア人の小企業所有のもので、しかも加工のコーヒー全量を前記の6工場のいずれかへ選別のために渡さねばならないと定められていた。したがってこれら加工工場は6工場の競争相手として成長することを抑制されていたのである。政府が1952年に提案し

たところによれば、6加工選別工場に年1万8000トンのクリーン・コーヒー、7加工場に年2345トンのクリーン・コーヒーを割当量として許可するというものであった。当時コーヒー生産量は急速に増大しており、エステート以外の生産者による年生産量 (ロブスタ種) は2万7000トン程度と推定された。したがって約6700トンのコーヒーをアフリカ人所有の工場にただちに割り当てることができるが、1工場当たり最低年1000トンのコーヒーを加工する経済的必要性から、6工場を設立することができるかと計算されたのであった^(注26)。

1953年のコーヒー産業法案の立法審議会における審議過程では、工場ごとに加工の割当量を決めるべきかどうかについて議論が分かれた。同法案を検討した臨時委員会は、コーヒー買付けの完全な競争制も、法による割当管理制もとらず、けっきょく7剥皮加工工場のみを割当制を適用してほかの加工選別工場には買付量の制限を課さない方針をとった^(注27)。このことは既存の加工選別工場がいかに強い政治力を持ち、アフリカ人の参加を認める際に自らは損害を受けずにいかにアジア人小規模企業を犠牲として改革を遂行することに成功したかを明白に表わしていると思われる。新設されたアフリカ人所有の6加工選別工場のうち4工場は協同組合連合会所有、2工場は会社所有の形態をとった。

これらの工場で加工選別されるコーヒーはすべてコーヒー産業ボードに格付け、等級ごとに定められた固定価格によって売られることが規定されたが、剥皮加工前の皮つきコーヒー (Kiboko と呼ばれる) の生産者価格は政府によって最低価格が決められるだけとなった。この点は綿花の場合と非常に異なっており、コーヒーの場合は加工選別工場間の買付け競争が生産者価格を最低価格以上

に押し上げる力となることが予期されていた。事実最近筆者自身が観察した際にも、買付所 (Buying Store) での実勢価格は最低価格を上回ることがしばしばみられた。

もう1点コーヒーの販売機構が綿花の販売機構と大きく違うところは、コーヒーの場合全生産量からみればわずかではあるが、非アフリカ人所有のエステートによる生産があり、この分は自由販売が許されてきたことである。1953年のコーヒー産業法がエステート生産コーヒーのボードを通さない自由販売を認めた理由は、これらエステート生産コーヒーの大部分が湿式剥皮法 (Wet method) を用いた高品質のもので、海外市場におけるネーム・ヴァリューを維持することにあつた^(注28)。エステートの定義にはアフリカ人所有、非アフリカ人所有の区別はなかったが、剥皮加工場がその樹園内に付属しているものとの条件がつき、アフリカ人所有のコーヒー樹園で工場を持つだけの広さがあるものは存在せず、けっきょくこの条項は非アフリカ人のためにもうけられたものであつた。

しかしアフリカ人側からもボードを通さないで自由販売する方式をとりたいとの希望が多く、1957年になって初めてアフリカ人生産者にも自由販売の道が与えられたが、これは前述のエステートの定義を変えることによってなされた。1957年のコーヒー産業 (改正) 法はエステートを「生産者の組合員である人たちによって法的に占有された土地」で「その土地に、あるいはその近辺に剥皮加工場を持つもの」を含むと定義したのである^(注29)。これによってアフリカ人生産者協同組合として登録しても、また会社として登録しても、協同で加工場を設立できればエステートとして認められることになった。

エステートはボードを通さずにコーヒーを販売

してもよいが、ボードを通すことを選択してもよく、この場合はボードが委託販売することになる。このようなシステムはコーヒー価格補助基金の配分を非常に複雑なものとした。すなわち政府は、この基金は過去においてすべてのアフリカ人コーヒー生産者によって積み立てられたものであるから、ボードに販売することをやめたアフリカ人エステート生産者にも還元されるべきだとの意見を受け入れたのであつた。1959年になって次のような方式でアフリカ人エステート生産者に価格補助金の便宜を与えることになった。コーヒー年度の始まる前に、各生産者組合 (Association of Growers. 以後登録協同組合とまぢがわないうアソシエーションと呼ぶ) はその年度に価格補助制度にはいるかどうかをボードに通告する。はいつた場合は、ボードが委託販売したコーヒーのスポット価格 (月平均) が政府の固定価格よりトン当たり3ポンド以上上回つたときにはその余分を価格補助基金に払い込むが、トン当たり3ポンド以上下回つた場合は差額を受けることができる^(注30)。この方式はアソシエーションにとって非常に有利なもので、もし年度初めに自由市場価格が政府発表の固定価格より高いと判断できれば価格補助制度にはいらずに高価格を享受できるし、もし逆の場合になると判定できればこの制度に加入して補助金を受けられることになつたのである。実際には全アソシエーションがこの制度に加入したが^(注31)、これは1959年以降コーヒー価格補助基金より毎年多額の価格補助を行なつた事情を反映したものである。

コーヒー・マーケティング・ボードは前述のような新方式を好まず、しばしばこれに反対の意を表明した。たとえばボードの1960年の年次報告書は、「アソシエーションはボードの市場への販売価格を釣り下げるような低価格の販売を、毎月

末には価格補助金が得られることを承知で行なっている」と批難している(註32)。

アソシエーションの大多数は有限責任の会社として登録され、協同組合法に基づいて組織されたものは少数であった。またきわめて興味深い現象として、アジア人とアフリカ人の協力関係がこの場合にみられる。アソシエーションの多くは経営代理制度を、しばしば政府が勧めたこともあってとるようになったが、この場合代理経営者が加工場建設に必要な資本と、経営および販売技術とを提供することになった。代理経営者はアジア人の場合が多く、また最初からかれらが発起人となってアソシエーションをつくった場合が少なくなかった(註33)。アジア人側からみれば、こうしてアフリカ人と組むことによって経済的に延命を計れるわけであるし、アフリカ人にとっては資本と技術の貧困をアジア人を利用することによって補うことができたのであった。このようなアソシエーションは1961/62年度には33を数えるまでになった(註34)。第3表は1957/58～1961/62年の間に、アフリカ人アソシエーション、マーケティング・ボードおよび非アフリカ人エステートがおのおのの程度の数量のコーヒーを販売したかを表すものである。アソシエーションのコーヒー販売量が急速に伸びたことは、この形式の販売機構が生産者の大きな支持を得たためと判断される。

アソシエーションによるコーヒー販売の自由は国際コーヒー協定の発足によって制限されることとなった。ウガンダは1960年に国際コーヒー協定とアフリカ・コーヒー生産国機構(Inter-African Coffee Organisation)とはいったが、国際コーヒー協定によって、ウガンダは伝統的市場(traditional market. 世界の大消費国すべてを含む)に対する輸出量を割り当てられ、割当量以上のコーヒーは新市

第3表 販売経路別ウガンダ・コーヒー販売量(クリーン・コーヒー)の推移(ブギス・アラビカ・コーヒーを除く) (単位: 1000トン)

コーヒー年度	アフリカ人アソシエーション自由販売分	マーケティング・ボード組合および民間会社による集荷加工	非アフリカ人エステート自由販売分
1957/58	2.5	59.6	11.8
58/59	17.3	61.5	6.5
59/60	26.8	83.3	5.0
60/61	36.8	63.3	3.6
61/62	41.4	64.2	6.4
62/63	n. d.	n. d.	n. d.
63/64	n. d.	134.8	n. d.
64/65	n. d.	137.6	n. d.
65/66	20.1	126.4	n. d.

(出所) J. W. F. Rowe, *The World's Coffee* (London, 1963), p. 151, p. 162. Uganda, Coffee Marketing Board, *Annual Reports* (1961, 1962, 1964, 1965, 1966).

場(non-traditional market)にあるいは国内で販売せねばならなくなった。またアフリカ・コーヒー生産国機構の決定に基づいて、ボードはロブスタ・コーヒーの価格を維持するため最低価格(その価格以下では輸出販売を拒否すべき価格)制度をほかのアフリカ諸生産国と共に受け入れることとなった。この二つの国際的な義務関係からボードは全コーヒー輸出の管理を望み、さしあたりウガンダ・コーヒーの大部分を占める乾式剥皮加工による全コーヒー輸出をボードの独占販売によるものとすることを政府は勧告したのである(註35)。

以上の変更は1963年のコーヒー法(Coffee Act)によって実現した。しかし湿式剥皮加工のコーヒーはひき続き自由販売が許された。政府は単位量当たりの価格の高い湿式加工によるコーヒーの増産をうながすために、これをボードの管理外におくことを許したのであった。湿式剥皮加工場の新設は制限されず(登録は必要とされたが)、集荷は自由競争にまかされた(註36)。

この政府の方針は実を結んだ。アソシエーションはもはや湿式加工においてのみ存在意義がある

こととなったため、その大多数が湿式加工施設を建設し、その生産量は1963年より1966年までの間に急速に増大した。このロブスタ種コーヒーの湿式加工方式の大規模な採用は、イギリス系のコーヒー商社シュルーター (Edmund Schluter & Co., Ltd.) 等の積極的な市場開拓が大きく影響したとはいえ、アフリカ人アソシエーションの適応力の速さをも示すものといえるであろう。

しかしコーヒーの分野に残されたこの唯一のマーケティング・ボード外のアフリカ人販売経路も、1967年のコーヒー産業調査委員会によって、ボードの独占的販売機構に含まれるべきことを勧告された^(注37)。また加工段階のアフリカ人化はけっきょくコーヒーの場合においても綿花と同じく協同組合に独占権を与える形で徹底した保護のもとに行なわれることになり、1968年の中ごろには、民間私企業をコーヒー販売加工の分野から漸次排除するという政府の方針が発表された^(注38)。

(注1) ケニアのアラビカ・コーヒーの一部にのみ残されていた一括買付け方式は1954年に廃止された。

(注2) これら二つの団体はI・K・ムサジ (Musazi) によって組織され、1950年の民族主義運動推進の統一的政治党であったウガンダ国民会議 (Uganda National Congress) の前身である。

(注3) Uganda, *Report of the Commission of Inquiry into the Disturbances in Uganda during April 1949*, pp. 21~25.

(注4) Uganda, *Proposals for the Re-organisation of the Cotton Ginning Industry, General Notice No. 754 of 1951, Uganda Gazette* (1951), p. 395.

(注5) 繰綿の品質向上のための措置は、1950/51年度に綿花マーケティング・ボードの導入した品質向上奨励金制度によって始められた。

(注6) 自発的な繰綿プール買付協定は、1929~30年に一時的に成立したが、このときはすぐ廃止され、1933年の綿花区法令 (Cotton Zone Ordinance) の成立をまわってはじめて恒久的なものとなった。この法令はウガンダ全繰綿生産地域を15の綿花区に分け、実綿を

生産区外に搬出することを禁じたもので、このため各綿花区ごとにプールが成立することとなった。

(注7) Uganda, *Proposals for the Re-organisation* …… , p. 397.

(注8) Uganda, *Proposals for the Re-organisation* …… , p. 396.

(注9) もっともこの基本割当量のほかに過去の集荷実績による若干の変動割当量が追加された。

(注10) Uganda, *Report of the Commission of Inquiry into Cotton-Ginning Industry of Uganda* (1962), p. 24.

(注11) この方式の欠点は、繰綿企業が報告した歩留まりが真実のものかどうか検査できないことである。

(注12) Uganda, *Report of the Commission* …… , p. 43.

(注13) Uganda, *Report of the Commission* …… , p. 21.

(注14) Uganda, *Legislative Council Proceedings 29th March 1952*, p. 55.

(注15) 政府によって買上げ閉鎖された33工場のうち繰生産減少地域の Mengo Zone に属するもの10工場、Masaka Zone に属するものは5工場である。Uganda, *Report of the Commission* …… , Appendix VII.

(注16) Uganda, *Report on the Accounts, 1955/56*, p. 159.

(注17) Uganda, *Report of the Commission* …… , p. 21. 1952年以前にブガンダ政府はアフリカ人協同組合のために1工場を取得しているため、1962年の協同組合所有工場数は15となる。

(注18) Uganda, *Report of the Commission* …… , p. 33. この二つの数の差4万2466袋は、協同組合が集荷した実綿をプールの割当てに従ってほかの民間繰綿工場へ配分した量を示す。

(注19) Uganda, *Report of the Commission* …… , p. 37.

(注20) Uganda, *Proposals for the Future of the Cotton Industry, Sessional Paper No. 5 of 1963*, p. 2.

(注21) Uganda, *Proposals for the Future* …… , p. 4.

(注22) Uganda, *Proposals for the Future* …… ,

p. 5.

(注23) Uganda, *Report of the Committee of Inquiry into the Cotton Industry* (1966), pp. 29~30.

(注24) *Reporter* (Nairobi, Oct. 20, 1967), p. 21.

(注25) Uganda, *Coffee Industry Ordinance, 1953, Ordinances and Subsidiary Legislation* (1953) pp. 88~106.

価格の決定はのちには農務・協同組合省長官が行なうようになった。

(注26) Uganda, *Proposals for the Re-organisation of the Uganda Coffee Industry, General Notice No. 719 of 1952 (18th July 1952), Uganda Gazette*, pp. 365~368.

(注27) Uganda, *Report of the Ad Hoc Committee of Legislative Council on the Re-organisation of the Coffee Industry, the Coffee Industry Bill* (1953), p. 10.

(注28) Uganda, *Report of the Ad Hoc*……, pp. 4~5.

(注29) Uganda, *The Coffee Industry (Amendment) Ordinance, 1957. Ordinances and Subsidiary Legislation* (1957), p. 20.

(注30) Uganda, *Memorandum by the Government on African Estate Coffee Factories*, Sessional Paper No. 3 of 1958/59.

(注31) J. W. F. Rowe, *The World's Coffee* (London, H. M. S. O., 1963), p. 150.

(注32) Uganda, *Coffee Marketing Board, Annual Report* (1960), p. 6.

(注33) J. W. F. Rowe, p. 151.

(注34) Uganda, *Coffee Marketing Board, Annual Report* (1962), p. 10.

(注35) Uganda, *Proposals for the Future of Coffee Processing and Marketing*, Sessional Paper No. 8 of 1962, p. 3.

(注36) Uganda, *Proposals for the Future of Coffee*……, p. 6.

(注37) Uganda, *Report of the Committee of Inquiry into the Coffee Industry* (1967). この論文ではふれなかったが、アフリカ人によるアラビカ・コーヒー生産が1920年代より始まっていたブギス地域では Bugisu Co-operative Union が1954年より独占的販売

加工権を与えられ、マーケティング・ボード外で自由販売を行なっていたが、これもボードの取扱い事項に含まれるべきことが勧告されている。

(注38) Economist Intelligence Unit, *Quarterly Economic Review: East Africa*, No. 3 (1968), p. 19. 私企業工場を強制的に政府が買い上げるのか、補償はどのようなのか等の点は明らかでない。

II タンザニア (タンガニーカ)

1. 綿花

ここに扱うのは1964年にタンガニーカとザンジバルが合邦してタンザニアとなる以前の期間が大部分であり、ザンジバルでは綿花・コーヒー共に産出しないので、タンガニーカ地域のみをとり上げることになる。

タンガニーカにおいても、農産物販売機構のアフリカ人化は、政府の強力な政策によって急速に進展したが、これもウガンダと同じく協同組合に保護を与えることによって達成された。タンガニーカにおいてはウガンダ以上に、最初から徹底して協同組合にのみ独占的に販売加工権を与えてきたといってもよいであろう。タンガニーカにおいては協同組合運動が常に政治的な意味合いを持ってきたのであり、特に1950年代の協同組合運動の高揚は、1961年の独立を勝ち取った政党、タンガニーカ・アフリカ国民連合(TANU)の基盤を形成し、協同組合運動の指導者たちがそのままTANUの指導層を構成したのであった^(注1)。独立達成後も、協同組合を政治的・経済的な教育の場として、特に大統領の提唱するUjamaa=アフリカ社会主義を具現化する支柱として、政府がこれを強力に育成してきたのである。そのために協同組合の組織化は非常に進み、1961年にはタンガニーカの全輸出額の約4分の1、すなわち1300万ポンドを越す額が協同組合を通して販売されるまでに

なった^(注2)。さらに1961年には登録された協同組合数は857であったものが、1966年4月末には、1533に増加した。第4表はタンガニーカにおける協同組合発展の推移をみたものである。このような急速な発展の裏にはなんらかの弊害も発生していたのであるが、これら弊害についてはのちに簡単にふれることとしたい。

第4表 タンガニーカにおける協同組合の発展

年次	登録協同組合数	全組合数 全員数	拠出資本金 (ポンド)	貯蓄および 余剰金 (ポンド)
1949	79	60,445	78,019	276,040
1957	474	304,789	207,310	1,961,270
1958	546	318,900	228,250	2,264,562
1959	617	324,994	248,662	2,617,615
1960	691	326,211	249,195	3,019,811

(出所) Tanganyika Co-operative Development Dept., *The Co-operative Movement in Tanganyika* (1961), p. 18.

タンガニーカにおいて綿花生産は1950年代中ごろより1960年代中ごろにかけて非常に急速な増大をみせたが、この時期はちょうどヴィクトリア協同組合総連合会(Victoria Federation of Co-operative Unions: VFCU と略す)の拡大の時期にあてはまる。1952年ごろよりレーク州(Lake Province)地域において、実綿を集荷販売する協同組合を組織する運動が始まり、その組合数は急速に増加した。1954年にはすでに64の協同組合が登録しており、リント・アンド・シード・マーケティング・ボード(Lint and Seed Marketing Board)から融資を受けて52カ所に協同組合所有の綿花買付倉庫を建設した^(注3)。1955年7月にこれら協同組合は合同してVFCUを創設し、翌年Kasamwaに最初のアフリカ人所有の繰綿工場を新設した。

タンガニーカの綿花販売協同組合の発展の主要

な推進役となったのは、リント・アンド・シード・マーケティング・ボード(以下ボードと略す)であった。ボードは1952/53年度末に300万ポンドに達した価格補助基金(Price Assistance Fund)を、立法審議会の許可を得れば、自らの裁量で価格補助以外の用途へ使用する権限を有していた^(注4)。ウガンダではこの点価格補助基金を大蔵省が管理していたため、ボード自身がそのような転用を簡単には行ないえなかった。

タンガニーカのボードは積極的にこの基金を、協同組合連合会あるいは単協に対する低利の融資財源として利用した。なかでも協同組合運動にとって大きな助けとなったのは、新設の綿花販売協同組合連合会あるいは単協に年利4%で10年返済の融資を、買入倉庫建設その他商活動を開始するために必要な資金にあてるために与えたことであった。この種類の融資は貸付先の組合の資産を担保としてなされ、組合の買い付けた実綿のストックは担保としなかった。ボードの年次報告書によれば、このような資産はあまりよい担保の形をなしていなかったが、実綿のストックを担保にとることは、組合が銀行から農産物買付資金融資(Crop Finance)をうる手段を失うことになるのでこれを放棄したのであった^(注5)。このほかにボードは特別な場合に短期の融資も行なったが、これは主として単協の綿花買付倉庫の拡張、袋や殺虫剤の購入、農家への融資の実験計画等に使用された^(注6)。特に麻製の綿花袋のストックを、生産が急速に増大しているときに多量準備すること等に非常に役立つものと思われる。

融資のうちの大きなものは、VFCUが繰綿工場を新設するために貸し出された長期融資であった。1955年と57年に2回20年返済の融資が与えられたが、これは5万8000ポンドがKasamwa繰綿

工場、6万8000ポンドが Ushashi 繰綿工場の建設費にあてられた^(注7)。また1960年にはさらに4工場を建設するために500万ポンドを10年返済の条件で融資した^(注8)。これら融資の金利はすべて年4%であった。

1960/61年度より、レーク州地域の実綿の第1次買付け過程は、協同組合のみに限ることが定められ、協同組合連合会が買付所より繰綿工場への実綿の運搬の責任を負うことになった。1960年の綿花(改正)法がこのような変革をもたらしたのであるが、同法に次のような条項が加えられたのである。すなわち、

「農業・自然資源省長官は官報に公表することによって、協同組合以外の何者にも綿花の買付許可を与えない地域を設定することができる。」^(注9)

この立法措置は、すでに前年にVFCUとレーク州繰綿企業連合会(Lake Province Ginners' Association)の間で合意をみた、綿花の第1次買付け(Primary buying)は繰綿企業ではなく協同組合が責任を持つ分野であるという考えを追認したものにすぎなかった^(注10)。また前述の条項は、ほかの地域でようやく協同組合運動が始まったばかりのところへ、組合を確立する手段として使うことが意図されていた。農業・自然資源省長官は綿花法改正案の審議の際、立法審議会において次のように発言している。

「この国の綿産業全体がレーク州のリードに従って協同組合の基盤のうえに建てられる日はまもなくくるであろう。」^(注11)

現在この発言の内容はだいたいにおいて実現している。

タンガニーカのビクトリア湖周辺地域における綿生産の急速な増大は、(a)1950年代前半に生産者価格が非常に高い水準にあったこと、(b)ボードの

価格政策が巧みでその後も比較的安定した価格が支払われたこと(価格補助基金の総額はウガンダよりタンガニーカのほうはるかに少なかったにもかかわらず、価格安定操作はタンガニーカのほうが成功した)^(注12)、(c)同地域で綿作と同程度以上の収益を上げうるほかの商品作物がなかったこと、(b)高収穫性の新品種の導入に成功したこと^(注13)、(e)湖水沿岸地域に他地域より多くの農民が移動し、農家人口が増したこと^(注14)、(f)協同組合が農民に生産に対する熱意を植えつけることに成功し、またある場合には強制的に綿を作付けさせたこと、等が原因となったと考えられる。第5表は Lake, West Lake, Western の各州の綿花生産の合計を、ほかの綿花生産地である Eastern, Northern, Tanga, Southern の各州の合計と比較して、後者における生産の停滞と前者におけるめざましい発展とを示したものである。

第5表 タンガニーカの綿花(リント)生産量の推移
(単位: 1000袋)

綿花年度	Lake, West Lake, および Western州	Eastern, Northern, Tanga, および Southern州	計
1952/53	70	8	78
53/54	39	12	51
54/55	91	12	103
55/56	109	13	122
56/57	121	12	133
57/58	152	17	169
58/59	151	19	170
59/60	183	20	203
60/61	163	26	189
61/62	162	6	168
62/63	196	18	214
63/64	239	24	263
64/65	269	24	293
65/66	n. d.	n. d.	369

(出所) Tanganyika, Dept. of Agriculture, *Annual Reports. Lint and Seed Marketing Board, Report and Accounts (1960~1965)*.

急速な生産の拡大は、レーク州地域の各繰綿工場に大量の実綿を供給することを可能にし、アフリカ人協同組合の繰綿加工分野への新規参入に際

しても、ウガンダにおけるような実綿供給の割当制等を考慮する必要がなかった。タンガニーカのこの地域においても、各工場の集荷範囲というのが一応は定められていたが、原料の実綿の供給が潤沢であったので、私企業（アジア人系）の繰綿工場も経済的に十分引きあうだけの実綿を得ることができた^(註15)。

1963/64年度に Lake, West Lake, Western の3州に21の繰綿工場が存在していたが、3工場のみが年間加工量6000袋を下回った。10工場は年間加工量1万袋を上回ったのである^(註16)。しかし東部の生産地域では各繰綿工場の加工量は小さいままにおかれ、したがって実際の加工コストもそれだけ高かった。これら東部地域の繰綿工場の多くはアジア人所有のものであったが、マーケティング・ボードは東部地域の加工賃をその地域の平均コストに基づいてレーク州地域よりも高く支払ったため^(註17)、零細規模の工場をも存続させる結果となった。

以上みたように、タンガニーカの綿花販売加工分野におけるアフリカ人化は、協同組合に独占買付権を与える形で推進されたが、その協同組合の発展にマーケティング・ボードの融資政策が大きく貢献したことが特徴的である。

2. コーヒー

タンガニーカのコーヒー販売加工の分野においては、アフリカ人協同組合は長い歴史を持っている。1925年にキリマンジャロ山麓付近に住むチャガ族のアラビカ・コーヒー生産者が Kilimanjaro Native Planters' Association を組織し、世界市場への販売に乗り出して以来、1932年にはこれが同年に制定された協同組合法のもとに最初の正式のアフリカ人協同組合として、キリマンジャロ原住民協同組合連合会 (Kilimanjaro Native Co-operative

Union: KNCU と略す) という名のもとに再編成され、その活動は長い間アフリカ人協同組合運動のモデルとみなされてきた。

このようにKNCUは最初からキリマンジャロ付近のアフリカ人生産コーヒーの全量を販売してきたわけであるが、1937年にはその独占的地位が法律によって保証された^(註18)。すなわち同年に政府機関として、小規模のモシ原住民コーヒー・ボード (Moshi Native Coffee Board) が設置され、これに法的販売独占権が与えられたのであるが、このボードが唯一の代理業者としてKNCUを任命し、これに販売業務をすべて委託したのである。ついで、第2次大戦後モシ原住民コーヒー・ボードが廃止されると、KNCU自身が法的販売独占権を受け継いだ。このように協同組合がまだ若い時期には生産地に小規模のボードを設置してこれに独占販売権を与え、協同組合をボードの代理業者とし、協同組合が確立した時にボードを廃止して協同組合一本にしぼるという過程は、ロブスタ・コーヒー生産地のブコバ地域においてもみられる。

ブコバ地域では第2次大戦前はアジア人商人によってコーヒーが集荷され、モンバサに送られて世界市場に出されたが、大戦中から戦争後にかけて存在した一括買付制度のもとでブコバ原住民コーヒー・ボード (Bukoba Native Coffee Board) が設立されて法的販売独占の形をとった。当初はボードはブコバの生産地域を12の区域に分け、その各区域に唯一の代理業者 (Zonal agents) を任命した。代理業者の多くは以前よりブコバ地域で活動していたアジア人商人より成っていたが、またいくつかの区域では1950年に登録されたアフリカ人協同組合のブコバ原住民協同組合連合会 (Bukoba Native Co-operative Union: BNCU と略す) が代理業者として任命された。アジア人商人が代理業者

となった区域でも BNCU の単協がその第 1 次買付に従事した場合が多かった。BNCU の集荷量が増え、代理業者の契約期限 (1954 年 10 月 31 日) の日が近づいてきたときに、ボードは販売のすべての権限を BNCU に委譲する方針を打ち出した^(注19)。この方針は決定をみ、1955 年にボードは廃止され BNCU はその後法的販売独占権を全ブコバ地域において得た。

しかしこの改革後 BNCU の運営に不満な一部のコーヒー生産者が別の組織を造ろうとした事件が起こった。1958 年にかねらば Planters Union Ltd. という名前のコーヒー販売加工組織を、会社法に基づいた有限責任の会社として登録することを申請した。レーク州付き農務局長補 (Assistant Director of Agriculture) はこの件について農務局長に書簡を送り、ブコバ地域のアフリカ人生産コーヒーに関して買付独占を奨励するか、あるいは買付競争を奨励するのか、政府の意向をただしている^(注20)。この時期にはブコバの政府関係者、民間人の双方に、競争は能率向上につながると考える者と混乱におちいるだけに終わると考える者との大きな意見の対立があったように思われる。特に当時 BNCU のコーヒー剥皮加工選別工場は搬入されるコーヒーの全量をさばききれず、その一方では以前にアジア人によって経営されており、販売機構改革に基づいて閉鎖された加工選別工場が存在していたこと、ブコバ・コーヒーの多くが買付価格の高いウガンダへ密輸されていた事実があったこと等が、競争を主張する人たちの有力な根拠となっていた。しかし Planters Union Ltd. はけっきょく登録を拒否され、BNCU は独占的地位を保持することになった。

つぎに目をタンガニーカ東北部へ移してみよう。タンガニーカにおいて、すべての非アフリカ

人コーヒー生産者はタンガニーカ・コーヒー生産者協会 (Tanganyika Coffee Growers' Association: TCGA と略す) に加入しており、TCGA は KNCU と共にモシに剥皮加工選別工場を経営する Tanganyika Coffee Curing Co., Ltd. という名の会社を、資本比率 1 対 1 の割で所有している。1950 年代にはいって、キリマンジャロ山麓以外の地域でもアフリカ人によるアラビカ・コーヒー生産が始まり、その主要な産地として北部州メル山付近、南部州の Rungwe および Matengo 付近で特に進展した。1952 年にこれら KNCU 組合員以外のアフリカ人生産者は、そのコーヒー販売組織として、政府の Co-operative Development Dept. の指導のもとにタンガニーカ協同組合代理販売協会 (Tanganyika Co-operative Trading Agency: TACTA と略す) を設立した^(注21)。これによって現在ではアフリカ人生産のコーヒーは、その生産地域によって KNCU、TACTA、あるいは BCU (旧名 BNCU) のいずれかの協同組合連合会組織を通して販売されるという体制が確立している。タンガニーカもウガンダと同じく、1961 年に国際コーヒー協定およびアフリカ・コーヒー生産国機構に加入した。このために課せられる国際的な義務を遂行し、輸出割当量以上のコーヒー余剰を管理する必要から、1961 年のコーヒー法によってコーヒー・ボードが設立された。現在では、各協同組合連合会はコーヒー・ボードの許可なしには輸出販売を行なってはならず、同ボードは自ら設定した最低輸出価格以下の販売を禁ずることもできる。

(注1) たとえば P. Bomani, C. G. Kahama, Nsilo Swai ら。

(注2) Tanganyika Co-operative Development Dept., *The Co-operative Movement in Tanganyika* (1961), p. 18.

(注3) Tanganyika, *Annual Report of the*

Dept. of Agriculture, Part I (1954), p. 5.

(注4) Tanganyika, *The Cotton Industry 1939-1953*, p. 15.

(注5) Lint and Seed Marketing Board, *Report and Accounts* (1964), p. 27.

(注6) Lint and Seed Marketing Board, *Report and Accounts* (1964), p. 28.

(注7) Tanganyika, *Annual Report on Co-operative Development* (1956), p. 5. および (1957), p. 4.

(注8) Lint and Seed Marketing Board, *Report and Accounts* (1960), p. 16.

(注9) Cotton (Amendment) Ordinance, 1960, *The Laws of Tanganyika* (1960).

(注10) Tanganyika, *Proceedings of the Legislative Council* (26 th April 1960), p. 38.

(注11) Tanganyika, *Proceedings*……, p. 40.

(注12) 1953年10月31日現在のウガンダ綿花価格補助基金保有額は2031万ポンドであったのに対し同年6月30日現在のタンガニーカ綿花価格補助基金保有額は300万ポンドであった。私算によれば1952/53年より1964/65年までのウガンダ実綿生産者価格の年平均変化率は7.7%であるのに対し、タンガニーカ Lake 地域実綿生産者価格の年平均変化率は4.4%であった。

(注13) Ukiliguru 綿花試験場で作られ、広く栽培された新品種 UK 51 は、期待以上の生産性を上げたといわれる。

(注14) 筆者が Lint and Seed Marketing Board の Manager と対談した際に得た情報による。

(注15) これらアジア人系の繰綿工場の多くは1960年代中ごろまでには、VFCUによって買い取られることになる。

(注16) Lint and Seed Marketing Board, *Report and Accounts* (1964), pp. 22~23.

(注17) Lint and Seed Marketing Board, *Report and Accounts* (1962), p. 5.

(注18) Native Coffee (Control and Marketing) Ordinance, 1937 による。

(注19) Bukoba Native Coffee Board, *Annual Report* (1953), p. 7.

(注20) Bukoba Co-operative Development Department の Fileによる。

(注21) N. R. Fuggles-Couchman, *Agricultural Change in Tanganyika: 1945-1960* (Stanford, 1964),

p. 49.

III ケ ニ ア

1. 綿 花

ケニアにおける綿花販売機構の特徴は、最近になるまでウガンダの機構に依存して、独自の発展をめざそうとしなかった点である。これはケニアの綿花生産量が非常に少なく、またその主産地のニアンザ州およびその近辺はウガンダに接しており、国境にはほとんど何の障壁も存在せずに自由な通交ができる状態にあるので、ウガンダの整備された機構を利用することが得策であったからである。したがってケニア西部のニアンザ州地域で生産され繰綿加工された綿花は、カンパラの綿花取引所でウガンダ・リント・マーケティング・ボードによりせり売りに付され、世界市場へ流された。またその生産者価格、繰綿工場渡しリント価格等はウガンダと同じに定められた。

1954年にケニアに綿花リント・アンド・シード・マーケティング・ボード (Cotton Lint and Seed Marketing Board) が設立されたのちも、この状態はほとんど変わらなかった^(注1)。ニアンザ地域の綿花はいぜんとしてカンパラでせり売りに付されほかの生産地域である海岸州 (Coast Province) 地域の綿花はナイロビで入札方式により売られた。ボードは独自の価格算定方式を1955/56年に採用しようとしたが、ニアンザ地域代表の賛成を得られずに立消えとなった^(注2)。実綿の価格はウガンダ綿の価格に従って上下することになったが、ケニアのボード年次報告書によれば、「通過の自由な長い国境線のある両国の生産者価格の間に大きな差異をもうけることは現実的なやり方ではない」^(注3)と説明されている。ケニアのボードは価格決定に際してウガンダのボードと正式の折衝を行な

うことを望んだが、これは実現しなかった。

1961年に至るまで、実綿の第1次買付けは非アフリカ人所有の繰綿工場の手に握られていた。アフリカ人協同組合の発展はあまりみられなかったが、1962年に政府の協同組合開発局 (Department of Co-operative Development) は、協同組合による第1次買付けを試験的に行なうことを助成し、またタンガニーカを訪れて協同組合の運営の実態を見学することも行なわれた^(注4)。

これらの協同組合は1962/63年度より実際の活動を開始し、繰綿企業の代理買付者として実綿を集荷した。ニアンザおよび西部州の全生産量の約25%をこれらアフリカ人協同組合が集荷したといわれ、組合が受け取った手数料は、100重量ポンドにつき2シリングの割合であった^(注5)。

1964年になって19の協同組合がケニア西部の全綿花の第1次買付けを行なうようになったが^(注6)この時点では協同組合所有の繰綿工場は存在せず、ヨーロッパ人系あるいはアジア人系の所有となっていた。

第6表 ケニアの綿花(リント)生産量の推移
(単位: 1000袋)

綿花年度	Nyanza および Western州	Coast, Eastern および Central州	計
1952/53	7.9	1.5	9.4
53/54	10.1	6.9	17.0
54/55	10.8	2.2	13.0
55/56	11.9	4.4	16.3
56/57	7.2	0.7	7.9
57/58	9.2	2.3	11.5
58/59	13.0	4.4	17.4
59/60	11.7	7.5	19.2
60/61	12.5	3.2	15.7
61/62	7.1	2.1	9.2
62/63	11.4	3.9	15.3
63/64	9.6	7.7	17.3
64/65	15.0*	6.9*	21.9
65/66	10.3	12.9	23.2

(出所) Kenya, Dept. of Agriculture, *Annual Reports*. Cotton Lint and Seed Marketing Board, *Annual Reports*.

(注) * 推定値。

1965/66年度までの14年間のケニアにおける綿花生産量の推移をみたのが第6表である。

同表はケニアの東部地域でも西部地域でも生産の増大がみられなかったことを示している。この生産停滞の理由は、綿花生産地域において、ほかのより収益性の高い作物が存在したためであると思われる。ニアンザ州および西部州においては、トウモロコシ価格が高い水準に固定されたことが綿花栽培の発展を阻害した、と思われるふしがある^(注7)。

1965/66年度に、ケニアの綿花ボードは初めてウガンダの生産者価格と異なる独自の生産者価格を発表し、また農業機械による耕作や病虫害駆除のために多額の融資を計画して綿花生産の増大に積極的に取り組む姿勢をみせた^(注8)。しかしケニアの綿花生産者の協同組合はいまだウガンダ、タンザニアの組合に比べて質的に劣り、政府の増産計画を達成するためには、いま一步の組織の発展および意欲の増大が必要であると思われる。

2. コーヒー

ケニアにおけるアフリカ人のコーヒー販売協同組合はめざましい進展をみせた。アフリカ人小農によるコーヒー栽培は、ケニアにおいてはヨーロッパ人入植者の反対によって1950年代に至るまで禁止され、わずかに1937年より農務局の管理のもとに、中央州のメル (Meru)、エンブ (Embu) 両郡およびニアンザ州のキシイ (Kisii) 地域に小規模の栽培が始められたにすぎなかった。ヨーロッパ人のコーヒー・エステートの多い中央州のキクム部族は、1925年ごろよりコーヒー栽培の許可を求めていたが^(注9)、労働力供給の減少を恐れ、病害蔓延、品質低下の危険を宣伝するヨーロッパ人入植者の圧力によって阻止されてきた。しかし1952年よりマウマウの反乱がひろがり、緊急事態のもとでケ

ニア政府はアフリカ人の要望をできるだけ受け入れねばならなくなった。1954年に政府によって発表された、アフリカ人小農に対する商品作物導入計画、いわゆるスウィナートン計画 (Swynnerton Plan) がアフリカ人の要望に対する政府の答の一つであったのであり、この計画の中で特に小農に対するコーヒー生産の導入が重要な位置を占めていた^(註10)。

同計画のもとに政府によって管理されたコーヒーのアフリカ人小農への導入は急速に進展した。1953/54年度にケニアにおけるアフリカ人コーヒー生産量は300トン程度にすぎなかったものが、1960/61年度には7900トン、1963/64年度には1万5300トンに達し、多数の未成樹が成樹となりつつある現状では、まだこの生産量の増大は続くと思われる。第7表はアフリカ人生産と非アフリカ人生産のコーヒー量を対比してその推移をみたものである。ただしケニアのアフリカ人によるコーヒー生産が始まった時期は、ちょうど世界的なコーヒー生産過剰が表面化して、国際コーヒー協定による輸出制限の方向が打ち出されてくる時期と重なることになり、ケニアのアフリカ人にとってはまことに不運であったといわなければならない。ケニアは1966年まで国際コーヒー協定に加盟せず、したがってこの年までは輸出割当てを受けなかったのであるが、政府は自主的に生産制限をすの方針をとり、63年にコーヒー樹の新規植付け許可を停止した^(註11)。このため禁止直前にコーヒー苗木植付けラッシュの現象が起こったが、政府のこの禁止措置がなければアフリカ人によるコーヒー生産はまだまだ進展を続けたものと思われる。

生産の面と同様に、ケニア小農コーヒーの場合販売加工の面でも最初から政府による厳重な管理が行なわれてきた。むしろこの場合は販売加工の

第7表 ケニアにおけるコーヒー生産量(クリーン・コーヒー)の推移 (単位: 1000トン)

コーヒー年度	アフリカ人小農	非アフリカ人小農	計
1954/55	n. d.	n. d.	12.3
55/56	0.8	23.1	23.9
56/57	1.5	17.0	18.5
57/58	2.3	18.5	20.8
58/59	3.6	19.6	23.2
59/60	4.6	18.8	23.4
60/61	7.9	25.2	33.1
61/62	8.1	19.3	27.4
62/63	9.4	26.4	35.8
63/64	15.3	28.2	43.5
64/65	15.4	23.4	38.8
65/66	25.7	25.6	51.3
66/67	24.5	24.0	48.8

(出所) Kenya, *Statistical Abstracts* (1956/57, 1967).

第8表 ケニアのアフリカ人生産・アラビカ・コーヒーの郡別生産量および協同組合の状況(1966年)

郡	植付け面積 (エーカー)	クリーン・コーヒー生産量 (トン)	協同組合数	組合員数	Pulping 加工場数
Bungoma	5,214	440	13	13,225	19
Kakamega	2,200	188	8	6,900	5
Central Nyanza	250	29	3	902	2
South Nyanza	1,975	240	7	5,482	7
Kisii	13,626	3,906	26	45,408	56
West Pokot	203	5	1	210	1
Baringo	319	}36	3	653	—
Nandi	453		2	1,000	3
Kericho	322		1	623	2
Narok/Kajiado	147	2	2	208	1
Nyeri	14,874	2,726	5	27,051	32
Kirinyaga	13,439	2,735	7	16,788	26
Muranga	18,328	3,840	16	30,985	35
Kiambu	15,610	3,880	10	14,348	30
Meru	27,903	6,380	22	50,923	94
Embu	8,429	1,485	10	14,925	21
Kitui	63	3	2	100	1
Machakos	6,077	1,147	12	14,673	23
Taita	1,107	119	1	3,812	3
計	130,533	27,180	151	248,216	360

(出所) Kenya, Dept. of Agriculture, *Annual Report*, Vol. 1 (1966), p. 24.

管理を通じて生産を統制するという形態がとられたといってもよいであろう。すなわちアフリカ人に対するコーヒー栽培許可は協同組合単位に与えられ、個人に対しては与えられなかった^(註12)。コ

ーヒーを栽培したい者はこうして協同組合に強制的に加入を余儀なくされ、したがってアフリカ人の生産するコーヒーはすべてその属する協同組合を通じて販売加工されることになったのである。

郡ごとに編成されたコーヒー協同組合連合会がその傘下の単協のコーヒー販売加工の責任を持つことになり、連合会を通じて単協に湿式剥皮加工に特有な第1次剥皮工程(pulping)のための施設建設資金が融資された。このようにして多くの単協は剥皮加工場を一つ以上持つようになったが、いまだ加工場を持たない単協もある。第8表は1966年におけるアフリカ人生産のアラビカ・コーヒー生産量、協同組合数、加工場数等を郡別にみたものである。同表の示すようにこの時点で約25万人の生産者が151の単協の組合員となっており、360の剥皮加工場を所有していた。その総販売額は792万ポンドに達した。また第9表は作物別に協同組合数をみたもので、コーヒー協同組合の全体における比重の高さを示したものである。

第9表 ケニアにおける作物別協同組合数(1966年)

作物	連合会数	単協数
コーヒー	12	151
綿	6	36
除虫菊	1	51
教		220
果物、野菜		22
砂糖		14

(出所) Kenya, Dept. of Agriculture, *Annual Report*, Vol. 1 (1966), p. 93.

ケニアのコーヒー産業はこれまでヨーロッパ人生産者を主体として発展し、第2次大戦中および戦後の一括買付け制適用期間中に、生産者協同組合による販売加工組織の掌握が達成された^(注13)。具体的にはケニア・プランター協同組合連合会(Kenya Planter Co-operative Union: KPCU と略す)がナイロビに剥皮加工選別工場を取得し、ケニア

の全アラビカ・コーヒーを同工場で加工選別すること、政府の設立した独占販売権を持つケニア・コーヒー・マーケティング・ボードがそのコーヒーの格付けを行ない、全量をナイロビの取引所でせり売りに付すこと、生産の面で種々のサービスを行ない、また栽培許可の権限を持つコーヒー・ボードに全生産者の代表を参加させること、がすでにこの時期より始められた。したがって、ケニアのコーヒー産業におけるアフリカ人化は、すでに強固につくられた組織をそのままにして、アフリカ人の参加をこれに加えるという形態をとることになったのであった。

ケニアのアラビカ・コーヒーは高品質であり、したがってせり売りの際品質の格付けによって大きな価格差が生じる。同格の全コーヒーはその売上額をプールされ、その額を販売量で割った平均値がKPCUによる支払価格となって各単協に支払われる。アフリカ人生産者はコーヒーを単協に搬入したときに第1回支払いを受け、のちに第2回、第3回と追加支払いにより、そのコーヒーと同格のコーヒーがその年に得た平均価格全額が支払われる。同様の方式はタンザニアのコーヒーの場合にもあてはまるが、固定生産者価格制をとるウガンダ・コーヒーの場合と非常に異なっている。実際にはケニアあるいはタンザニアのコーヒー生産者は単協によって異なる賦課金を所属単協に差し引かれるのであるが、その賦課金は防除費、加工費、運搬費等与えられたサービスに対して支払われるもののほかに、単協が借り入れた融資金の返済にあてられるものが大きい。現在この返済をどの程度速かに行なうかは単協の決定にまかされているが、協同組合が独占買付権を持っているため、生産者の負担において速かにこれを返済しようとする傾向が顕著にみられ^(注14)、また政府もこれを奨

励しているが、生産者に対する支払い額を恣意的に切り下げることが、生産者と協同組合役員との軋轢のもととなる可能性をはらんでいる。

(注1) The Cotton Lint and Seed Marketing Ordinance, 1954, *Laws of Kenya*, Cap. 335 (1962)

(注2) Kenya Cotton Lint and Seed Marketing Board, *Annual Report* (1956), p. 2.

(注3) Kenya Cotton Lint and Seed Marketing Board, *Annual Report* (1961), p. 5.

(注4) Kenya Cotton Lint and Seed Marketing Board, *Annual Report* (1962), p. 3.

(注5) Kenya Cotton Lint and Seed Marketing Board, *Annual Report* (1963), p. 5.

(注6) Kenya, Dept. of Agriculture, *Annual Report*, Vol. 1 (1964), p. 74.

(注7) H. Fearn, *An African Economy* (London, 1961), pp. 197~198.

(注8) Kenya, *Development Plan 1966-1970* (1966), p. 183.

(注9) M. P. K. Sorrenson, *Land Reform in the Kikuyu Country* (Nairobi, 1967), p. 41.

(注10) Kenya, *A Plan to Intensify the Development of African Agriculture in Kenya* (1954). 通常その作成者の名をとって Swynnerton Plan と呼ばれる。

(注11) Kenya, Dept. of Agriculture, *Annual Report*(1963), Vol. 1, p. 5.

(注12) Kenya, *Legislative Council Debates* (8th June 1960), p. 1378.

(注13) 拙稿「第2次世界大戦と東アフリカ農産物販売機構の変化」(『アジア経済』, 昭和41年12月号)参照。

(注14) E. S. Clayton, *Agrarian Development in Peasant Economies* (Oxford, 1964), p. 114.

む す び

以上みてきたように、ウガンダ、タンガニーカ、ケニアの3国共に、綿花およびコーヒーについてはその販売加工分野のアフリカ人化が1952年以降著しく進展した。3国ともその推進力の源はアフリカ人自身の要求であり、特に50年代のアフリカ

民族主義の高揚に多くを負うものであったが、その要求を具体化し、アフリカ化の細かい条件とその進展すべきタイム・スケジュールの枠を決定したのは、各植民地政府であった。3国がそれぞれ独立を達成するまでには、アフリカ人化の方式はだいたい定まり、独立後の3国政府はその方式をそのまま受けついで程度をさらに徹底させたにすぎなかった。

綿花およびコーヒー販売機構のアフリカ人化は、政府によるアフリカ人協同組合の積極的な育成保護のもとに、しばしばマーケティング・ボードの保護の傘下で推進され、最終的には3国共協同組合が販売加工分野の独占権を握った。非アフリカ人の企業はしだいにこの分野から締め出され、またアフリカ人も協同組合の形式をとらなければ、この分野に新しく参入することを許されなかった。

しかし協同組合の育成、保護の方式は3国間でそれぞれ異なっていた。ウガンダでは政府が加工工場を非アフリカ人民間企業から強制的に買い上げて協同組合所有に移し、または工場新設の許可を協同組合のみに与えて、加工能力の面から協同組合の進展を助けた。また特に綿花に関しては政府が協同組合所有の工場の加工比率を決め、全体のうちに占めるこれらの加工比率をだんだんに拡大していくことによって非アフリカ人私企業を締め出してゆく方策がとられた。タンガニーカでは比較的早い時期に協同組合に対して販売加工の独占権を与え、また綿花の分野では、マーケティング・ボードが有利な条件で協同組合に融資を行なってその確立を助成した。ケニアにおいては綿花についてはあまり積極的な育成は行なわなかったが、コーヒーについては栽培許可を協同組合を通じてのみ得ることができるようにし、販売加工

の機構を栽培導入および後には生産制限の目的にまで利用して、ほぼ完全な形の協同組合独占権を確立した。

このような政府による保護育成政策のもとに、アフリカ人協同組合数、組合員数、農産品取扱量および取扱い額はめざましい増大を示したが、このあまりにも急速な拡大は幾多の問題を包含することになった。1966年ごろには3国共に協同組合にまつわる問題が表面化し、政府による調査委員会が結成されて、その問題点の指摘と、これを矯正する方策の勧告を行なっている。タンザニアの *Report of the Presidential Special Committee of Enquiry into Co-operative Movement and Marketing Board* (1966) およびケニアの *Development Plan 1966-1970* (1966) に、われわれは問題点の詳細を見いだすことができる。大別して、それらは(a)協同組合管理職の能力欠如(会計簿の不記載、不正、組合資金の私物化、親せき縁者に対するえこひいき、産品格付けの不正等)、および(b)一般組合員の無理解(協同組合に対する法外な期待、恣意的な管理職および職員解雇、融資の不返済等)の二つに分けることができる。

しかし多くの協同組合はりっぱな業績をあげており、経済的な能率のうえでも、生産および販売技術習得や民主的組織運営の教育という面でも、協同組合方式が大きな成果をあげた例は多々みられる。現在の東アフリカの状況では、協同組合方式に代わるような機構を見いだすことはむずかしい。これは厳しい品質管理の必要な綿花やコーヒー等の輸出向け農産品の販売機構に関しては特にそうである。したがって協同組合方式を維持しながらも、今後その内容をより適切なものへと変えていくことが必要であろう。東アフリカの独立後の農産物販売機構はアフリカ人化の要請から徹底

した協同組合の独占に向かって動いてきた。アフリカ人化がその変革の第1目的である時点ではそれでよいであろう。しかしアフリカ人化が一応達成され、それが非能率あるいは不正等のためにアフリカ人自身によって批難されるような事態が起こるならば、そのときは別の角度からその機構を再検討しなければならないであろう。協同組合間の競争の導入はこれまで排除されてきたが、将来は考えなければならない問題であろう。いずれにしても最終的にはある機構を成功に導くのも不成功に終わらせるのも、アフリカ人一般のその機構に対する信頼度いかによるといえることができる。

(調査研究部)